

G7 広島サミット成果文書における森林・林業関連の記述について

令和5年5月22日
木材貿易対策室

5月19-21日に開催されたG7広島サミットで採択された成果文書（コミュニケ）における森林・林業関連の記述は、以下のとおり。

【パラ 24（環境）・部分】

我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、森林を始めとする陸域生態系の保全及びその回復を加速させるとともに、持続可能なバリューチェーン及びサプライチェーンを支援し、持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする。

我々は、特に炭素及び生物多様性の重要な貯蔵を有する国において、「森林、自然及び気候に関するカントリーパッケージ」を通じた我々の提案の調整などにより、まずは森林を中心として、炭素貯蔵量が多く生物多様性に富む生態系の保護、保全、回復を支援する統合的な解決策を提供するため、高い野心をもって協働する。

我々は、関連商品の生産に関する森林減少や森林及び土地の劣化のリスクを低減し、この問題に対する様々なステークホルダーとの協力を強化する取組を継続することにコミットする。

我々は、適切であれば、これを支援するための更なる規制の枠組み又は政策を策定する。

【パラ 19（気候変動）・部分】

我々は、供給側の措置について更なる行動をとるとともに、インフラや材料の使用の変更の促進、最終用途技術の採用、持続可能な消費者選択の促進など、需要側における更なる脱炭素化の取組の必要性を認識する。